



Nomura Research Institute Group



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 野 村 総 合 研 究 所
(コード:4307 東証プライム市場)
代表者名 代表取締役 社長 柳澤 花芽

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月に開催予定の第 60 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

当社は、2025 年 1 月 30 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2025 年 6 月に開催予定の第 60 回定時株主総会における承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することとしました。このため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、その他所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 6 月 20 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 20 日 (予定)

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社野村総合研究所 IR 室長 藤岡邦明

TEL : 050-3107-1698 E-mail : ir@nri.co.jp

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u> 第 2 章 株 式 (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第 4 章 取締役、取締役会および執行役員 (員数および選任) 第 17 条 当社の取締役は 15 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (新設) (任 期) 第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (代表取締役および役付取締役) 第 19 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名および取締役副会長若干名を選定することができる。	第 1 章 総 則 (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)<u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3)会計監査人</u> 第 2 章 株 式 (株主名簿管理人) 第 9 条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定</u>によって定める。 3. (現行どおり) 第 4 章 取締役、取締役会および執行役員 (員数および選任) 第 17 条 当社の取締役は 15 名以内、<u>このうち監査等委員である取締役は 5 名以内とし、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任 期) 第 18 条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第 19 条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 2. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。	2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任)
第 23 条 (条文の記載省略)	第 23 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(報酬等)	第 24 条 (現行どおり)
第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等)
第 25 条	第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
～ (条文の記載省略)	第 26 条
第 26 条	～ (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査等委員会
(員数および選任)	(削除)
第 27 条 当会社の監査役は 5 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。	
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u>	
(任 期)	(削除)
第 28 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤の監査役)	(常勤の監査等委員)
第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。	2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第 31 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、 <u>監査役会において定める監査役会規程</u> による。	第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、 <u>監査等委員会において定める監査等委員会規程</u> による。

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等)	(削除)
第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。	
(社外監査役との責任限定契約)	(削除)
第 33 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。	
第 34 条 ～ 第 37 条	第 31 条 ～ 第 34 条
(条文の記載省略)	(現行どおり)
(新設)	附 則
	(社外監査役の責任免除に関する経過措置)
	第 1 条 第 60 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 33 条の定めるところによる。
	2. 本附則は、2035 年 6 月 20 日をもって削除する。